

(仮称) 自治基本条例素案検討委員会会議録 (概要)

会 議 名	第 5 回会議録
開 催 日 時	平成 21 年 10 月 24 日 (土) 13 : 30 ~ 16 : 30
開 催 場 所	一宮市市民会館 1 階 大会議室
出席委員氏名	青木委員、浅野委員、石井委員、一色委員、今井委員、岩原委員、太田委員、古池委員、谷口委員、平井委員、松下委員、松村委員、八木委員、山口(善)委員、山口(昇)委員 計 15 名
欠席委員氏名	鵜飼委員 松井委員 計 2 名
出席した市職員	企画部次長、企画政策課長、同副主監 1 名、同主査 2 名 計 5 名
会 議 事 項	1. 提言書項目の検討 (第 4 章、第 5 章、第 6 章)
会 議 内 容	
松下委員長	<p>市民憲章唱和</p> <p style="text-align: center;">(市民憲章唱和)</p> <p>提言書項目の検討について</p> <p>それでは、議事を進行させていただきますが、今日は最後までいきたいと思います。その後、もう一巡します。時間の制約もありますが、できるだけ精力的に議論をしていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。</p> <p>今日は、第 4 章「市民のための議会」です。まず事務局で読んでいただいて、その後資料がありますのでその説明をお願いします。そして、考える会の方々に主旨をお話いただくという、いつものような段取りでお願いします。第 4 章は内容がいくつか錯綜していますので、全部をひとまとめにして読んでいただいて、主な論点を中心に議論したいと思っております。事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>【第 4 章市民のための議会を朗読】</p> <p>【資料説明】</p>
松下委員長	提言書は文章ですので、条文としては細かく書いてあったり

	<p>しますが、その主旨はどういうことなのかが大事ですので、個々の文言というよりは主旨を中心に議論をしていきましょう。それでは、考える会から趣旨説明をお願いします。</p>
岩原委員	<p>自治基本条例の中で議会について多く触れることはせず、議会基本条例を別に制定し、その中で議会のあり方についてなどを議論し、その条例を実現してほしいということで、「議会基本条例の制定を望みます」という表現にしております。</p>
松下委員長	<p>資料の「よくある項目」にある意思決定機能、監視機能は提言書の「議会の役割」にありますね。情報公開、市民参加、自由討議、政策立案、議員の役割も提言書には書かれています。多少入り練りしていますが提言書には、こういったことが細かく書かれていますね。そしてこれらを議会基本条例という形での実現を望むということですね。</p>
平井委員	<p>考える会では、栗山町議会基本条例のお話を元県会議員の方からお聞きし、それを基に活発な議論がありました。</p> <p>豊田市は、まちづくり基本条例が出来てから4年目に議会基本条例が出来ており、栗山町と比較するとシンプルになっていると思いました。また議会発議である飯田市の自治基本条例は、議会事務局のことまで言及されており、いろいろあるのだなあと感じました。</p>
古池委員	<p>自治基本条例は市長さんが提案して議会が決定すると思うのですが、議会基本条例はどこが発議するのですか？ 議員発議ということでしょうか？ 誰が発議するかでその後が大いに変わると思うのですが。</p>
山口(善)委員	<p>市長が自治基本条例を提案し議会でお認めをいただいて、議会基本条例については、その後、時期がいつになるかは分かりませんが、提案されるのなら議会の方から提案されるであろうと思っております。</p>
古池委員	<p>自治基本条例は市長が提案し、条例として制定されるということですね。その中で議会基本条例の制定を望むという表現が</p>

<p>太田委員</p>	<p>あるとすると、議会がそれを受けて、議会が提案し、条例化に働きかけるという理解でよいですか？</p> <p>日本は二元代表性を採用しています。大まかに言えば、自治基本条例は市の方で作し、議会基本条例は、議員のみなさんどう言われるか分かりませんが、作るのなら議会の方で作っていかなければならないと考えます。作るか作らないかは後の問題ですが。</p>
<p>八木委員</p>	<p>豊田市のように「議会の責務」という範囲でとどめていただいて、そして今後、議会側として議会基本条例を作るかどうかの検討に当然入っていかねばなりませんし、これについては特別委員会を設置し、様々な住民の方、各種団体の方々にご意見を聞きながら、議会の責務はどうあるべきかを議論していくべきだと思っています。他の自治体では、1年、2年かけて議会基本条例を作ったところもありますし、作っていないところもありますので、このところについては、豊田市のような「議会の責務」にとどめておいていただければと思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>古池さんが整理したかったのは、だれが担当でこの条例を出すのかというような役割分担ですね。</p>
<p>古池委員</p>	<p>今は、自治基本条例の中に「議会基本条例の制定を望む」ということを謳うか謳わないかという話ですよ。この条例が市長提案で議会にかけられて了解が得られれば条例化されますよね。この条例に議会基本条例の制定を謳いこむときには、それを踏まえて議会がそれを作るか作らないかは、議会が提案されるのですか、ということ整理したい。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>自治基本条例は行政が提案し、議決を経て制定されます。議会基本条例は議会のことですので一般的には議会が出して、議会内部で議論して、議会で議決します。そういう違いがあります。その上で中身の話になり、ここに書くかどうかということですね。</p>
<p>山口(善)委員</p>	<p>条例の中に「〇〇条例の制定を望みます」という条例形式は</p>

	<p>ありません。自治基本条例が制定された際、その中にはこうした意見がありましたから、そういうものを受けて議会で議会基本条例を制定する、しないはそれからのスタートになってくると思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>正確に言うと、「これを具体化するための条例を制定します」というのはあります。例えば、住民投票条例がそうです。「望みます」に引っかかってしまいますが、そういう条例を今後制定していきますという条文はあります。</p>
<p>浅野委員</p>	<p>ここで素案を市長に諮問され、市長が議会に提案したとき、議会で修正もありうるわけですね。そうであれば、責務程度がよいと思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>八木さんのご意見は、この条例の中で議会の関係は豊田市ぐらいにしておくのがよいということですね。</p>
<p>山口(善)委員</p>	<p>一宮市の議会は他市とはかなり違っていています。本会議では、大多数の市では会派を代表して質問しています。時間も1時間とか30分ぐらいでしょうか。委員会も半日で終わってしまうところも結構あるようです。一宮市の場合、本会議の時間は70分という制限がありますが、手を上げた議員さんは誰でも自由に発言されていますし、委員会も1日1委員会です。委員会では時間制限がないなど、一宮市は議員さんの発言も自由にされています。</p>
<p>今井委員</p>	<p>今、お話を聞いて初めて分かったのですが、一般市民は、こうした他市との違いを分かっているのでしょうか？</p>
<p>山口(善)委員</p>	<p>一宮市は古くからそうなので、議会も市もわざわざPRはしていません。一般質問の通告ですと、新聞では、一宮タイムスに載っています。本会議の翌日には、中日新聞には質問者と主な質問項目、回答が載っています。</p>
<p>今井委員</p>	<p>提言書の中の情報公開のところ、②にケーブルTVで議会を生中継すると書いてあるのですが、これはとても大切だと思います。</p>

八木委員	<p>ました。こういったことを考慮していただけると、一般の市民もよく分かるのではないかと思います。</p> <p>私からみなさんにお聞きしたいと思います。合併後、かなりの議員さんが一般質問をされています。インターネットでは録画で議会を見ることも出来ます。去年から、本会議だけでなく委員会も傍聴が出来るようになりました。一宮市議会は一步ずつ前に進んでおります。岐阜市議会や名古屋市議会のように、ケーブルTVでタイムリーに流すことも将来的には考えて動いているのが一宮市議会です。あらためてみなさんにお聞きしますが、土日とか夜間に議会を開催したとき、どれだけの方が来ていただけるのでしょうか？ 現在、傍聴の人数は、残念ながら、大事な一般質問の時でも5人とか7人、0人です。多いときは99人とか67人来ていただけますが、それは議員さんの後援会や地元町内会に動員をかけたときです。そうでないときは3人とか0人なんです。そんなに関心ないですか？ 議会に対して一般市民は、土日、夜間に開催した場合、来ていただけますか？</p>
松下委員長	<p>一般市民の関心がなければ進みませんからね。皆さんがどうかということよりも、市民自身がどうなのかという問いかけですね。</p>
今井委員	<p>なかなかそこまで出かけていくということはむづかしいですが、ケーブルTVで最初に情報を得るといったら、そこからだんだん入っていけるんじゃないかなと思います。</p>
松下委員長	<p>今のは、議会に「来い」ということですね。それでよいのかという問題がありますね。市民のほうへ出て行って、市民と大いに対話して、相互に理解がないのを埋めてほしいということです。市民が行くのもいいけれど、同時に議会が出かけるということが今大事ではないでしょうか。それが、今の議会に対する理解を広める一つの手法ではないでしょうか。</p>
八木委員	<p>今、委員長は「来い」という言い方をされましたが、そうではなくて、議会は開かれていますので「お出かけください」です。議会は必ず公開ですので、関心の高い方はお出かけいただ</p>

古池委員	<p>いて現場を見てくださいということです。決して「来い」というわけではありません。そして、ツールとしてはケーブルTVに当然なっていくでしょう。その議論も議会運営委員会でやっています。合併して特にこの取り組みについては積極的にやっています。</p> <p>議会に対する関心はいろいろな要素が絡んでいるのでなかなかむつかしいかと思えます。私たちは、むしろその前提として情報がみなさんに行き届くようにということがまず大切だと考えています。情報提供がないと関心は高まりません。一宮商工会議所は1年ほど前に議会に申し入れをしました。インターネットはあるけれども、習熟している人がまだまだ少ないだろうから、今あるケーブルTVでの議会中継をという申し入れです。そのときの答えは2つで、一つは今の議場で付けるのはむつかしいし予算が伴うので出来ないということ、もう一つは新庁舎では対応しますということでした。したがって、提言書に、ケーブルTVでという声があったのはまさにそういうことだと思いますし、私はそちらの方で担保されるだろうと思っています。そこから始まるだろうとも思います。ケーブルTVを利用していただければ関心が高まるだろう、その結果、「議会に行ってみようか」という話につながるかもしれません。今の状態のままでは、たぶん、おっしゃられるのが実態だと思いますので、その辺を期待して申し入れをしました。</p>
青木委員	<p>考える会の方にお伺いしたい。多くの項目を出すに当たってのお気持ちというものを伺いたい。</p>
岩原委員長	<p>私たちは市民の立場、八木委員は議員の立場ですが、共通点はあります。要するに、議員のみなさんは一生懸命やっているのに市民は関心がない、市民も行政や議会にお任せ、お互いがお任せというのが今まででした。それを、条例を制定することによって双方が進んで行きたいということです。考える会でいろいろ意見が出てきた中で、条例本文の中にそれを全部入れることはどうだろうということで、議会の基本条例を自らの意思の中から作ってほしいということです。付け加えて言えば、私たちは、上から目線で「やるべきだ」という立場ではありません</p>

	<p>ん。時代の変化と市民意識の多様化の中、高い見識に基づき、議会の総意として、自主的な判断でお願いしたいということです。「やるべき」とか「やるのが当たり前」ではありません。先ほど八木委員は一議員として言われたのかどうかわかりませんが、提言書にまとめたのはわたしたち考える会の気持ちですので、ぜひ議会全体の総意としてお願いしたい。今、豊田市のことがいろいろありましたが、豊田市は豊田市として、一宮市で条例を作るときは、提言書の中のいくつかの項目を網羅できるような一宮版の議会基本条例を作ってほしいと思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>多くの議論をして、上から目線でなく、内圧的な力を出してほしいという思いですね。</p>
<p>浅野委員</p>	<p>考える会の言うことはよくわかります。例えばTV中継は、仮に市議会の中継があったとしてもなかなか見る機会がないのが実態でしょうが、今後としては設けるべきだと思う。</p> <p>一宮市議会のやり取りは進んでいるということは、一昨年箕面市の女性市会議員2人と懇談した際に感じました。国会のような一方通行ではないということで「一宮市はいいですねえ」ということをお二人はしみじみ言われていました。それはそれとして、ぜひTV中継は進めていただきたい。一般の市民は請願と陳情の区別すら分かりません。私自身は、市民活動支援センター設置の時にはかなり傍聴した時期もありましたが、関心が離れると……。そういうものをどの程度やるかは気をつけなければなりません、やる方向でお願いしたい。</p>
<p>八木委員</p>	<p>先ほどの岩原委員のご質問にお答えします。一議員として発言させていただいています。議会代表ではありません。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>一宮市議会が前向きな取り組みをされているとしたら、ここにむしろ書いたらどうでしょう。PRです。条例をツラツラ見て、ここだけ1項目しか書いてないとします。それを見た人がどのように感じるかです。議員さんがみなさん一生懸命やっているのはよく分かる。でも、それが市民に伝わらないのが現状なんです。それがどういう方向になるかというところ定数削減です。こんなにたいへんな時代に人を減らしてどうするんですか。なぜ</p>

	<p>削減かという、伝わってこないからです。一生懸命やっても伝わってこないところが残念です。つい最近、市民と議員を交えたワークショップを開催しました。その際、市民から「議員に公設秘書を置くべきだ」という意見が出ました。顔を合わせて一緒に議論をしていると「議員さんは大変なんだな」ということが市民にも分かるわけです。ということは、待っているだけでなく、市民の中に入って活動を報告したり、意見交換をしたりして、自分たちのやっていることを大いに伝えていく、それがなくともいくらか情報がケーブルTVで流れても、本当の姿が見えてこなくて、結局減らすという議論になってしまう、そういうことを危惧するわけです。条例の条文を増やすというのは、議員さんや議会の活動がもっとストレートに伝わって、それが活発化していくということです。そしてそれを見えるような形にしないと、条文としてバランスも悪いし、あらぬ誤解や間違いが起こるかもしれない。そういう意味で本当に1項目だけでいいのかという問題意識です。これは議会制民主主義、二元代表制を守るという意味です。</p>
今井委員	<p>委員長の見解に賛成です。2市1町が合併した今こそ、一宮市をスピークアウトしていただいて、みんなの意見をまとめてアップしていくことがとても大事だと思います。</p>
八木委員	<p>今の委員長さんのお話を聞くと、その地元の議員さんがなかなか仕事をやっていないように聞こえるのですが。</p>
松下委員長	<p>そんなことは言っていない。「市民の方たちにそう思われているところがたくさんあるんじゃないですか」ということです。一生懸命やっていることはよく知っています。だけど、市民の人と議論すると、「顔が見えない」とか「仕事をしていないんじゃないか」とかみんな言うんですよ。だから定数削減なんていう、とんでもない違う方向にきているということを申し上げているんです。このまちの議員さんが仕事をしていないなんて一言も言っていないですよ。</p>
八木委員	<p>じゃあよかったです。一宮市の議員44名は一生懸命やっています。一議員として言いますが、私は地元の人からは「たまに</p>

<p>松下委員長</p>	<p>は休んだらどうですか」「体を壊しますよ」とか言われます。考える会の方たちの地元の議員さんはそんなにお仕事をやっていないのですか？ 私は、先輩議員さん、同僚議員さんを、本当に地元で一生懸命やっているなど見えています。だから自分も負けずにがんばろうと思ってやっています。そんなにやっていないのですか？ そういうふうに写っているのですか？</p> <p>それが伝わっていないんじゃないかと私は思うのですが、いかがですか？ 「議員さんの顔が見えない」、「お話したこともない」、そんな声をたくさん聞きます。一宮市がそうでないのならそれで結構です。余計な心配ということになります。</p>
<p>八木委員</p>	<p>先ほど話が出ましたが、2市1町が合併しました。当選された議員さんは少なからず2,500人以上の方から支持を受けて当選されています。多い人は4,000人以上の方からご支持をいただいています。議員はそういう方たちに認められているわけです。そういう方たちの期待以上に、地域の代表でありながら、一宮市全体のことをしっかり仕事をする、この二本立てでわれわれ議員はやっています。</p>
<p>今井委員</p>	<p>私が言ったのは2市1町の議員さんのことではなく住民のほうです。合併したので、いろんなことがみなさんに分かるようにという市民レベルの話です。議員さんの数とか、議員さんのお仕事はどうとは言っていないです。新しい一宮市は旧2市1町とはレベルが違うのに、市民に伝わっていないんじゃないかということが私の危惧です。それを知りたいと申しているんです。それにはケーブルTVなどでまず知らせていただいとということなんです。今までは、旧一宮市のみでナアナアでしたが、2市1町になるといろいろ違った面が分かってくるようになりますので、それを市民も勉強しなくてはならないし、がんばらなくてはなりません。議員さんのことだとか一宮市のレベルを市民が知りたいということなんです。</p>
<p>古池委員</p>	<p>今、議会と市民という形で話していますが、一番の問題は市民が市の行政や市のやっていることを知らないということだと思います。市の行政を分かってくれば、その中で議員はどうす</p>

	<p>べきかを市民が分かってくるはず。今回の条例の前半の方で、市民参加ということで市民に対する情報公開とか、いろいろな企てが網羅されようとしていますので、それが相まって、そういうことを市民が分かってくれば「議員さん、今、どうなっているんだ？」という問いかけが出てくるでしょう。市民が、市の方向が分かればそれを議員さんと話すことが出来るはずで。おそらく議会と市民というよりも、その奥にある、市の行政に市民がどう関心を持つかがいちばん大切だと思います。それが代表されるのが、議員を通じて市の行政に反映されるということになるわけですから。関心を持たせるための仕掛け・企てが、今回の条例の前半の方に、市民に情報公開するとか市民も積極的に参加するとか言われているので、それがもっと進めば、当然、代表として送っている議員にも向いているはずなんです。関心も出るし、情報も公開すれば市民も議員の働き方が分かるはずで。そうすれば、市の行政や議員さんがもっと市民の身近なものになっていくと思います。八木委員が言われる、議員が働いているとか働いていないとかの話じゃないと思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>議会基本条例の動きは今どうなっていますか？</p>
<p>八木委員</p>	<p>考える会から自治基本条例の話が出まして、議会側としても時代の流れを敏感に感じておりまして、まず議会運営委員会が議会基本条例の視察に行くそうです。また、担当の委員会でも、議会としてどうあるべきかを議論させていただいております。まさしくいい刺激を受けて、全国的にどういうレベルで動いているのかを調査しながら、一宮市 38 万人のまちにとって議会はどうあるべきかについてなど、活発に動いているのが現状です。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>流山市も同じような流れでした。流山市は、全国で 2 番目だったのですが、自治基本条例と議会基本条例が同時に出来ました。当然のことながら、議会基本条例の策定は後からスタートしましたが、市民参加で自治基本条例を作っていましたので、市民が混じった、市民にオープンの中で議会基本条例も議論しました。流山市は今、視察がとて多くなっています。ただ残念なことに、宿泊するところもお土産もないんですね。一宮市</p>

<p>谷口委員</p>	<p>は、宿泊するところもあるようですので、見本になるような条例を作って、あちこちから視察が来るといいですね。</p> <p>そのほか、いかがですか？</p> <p>書いてあること自体は当たり前といえば当たり前のことだと思います。八木委員もがんばってらっしゃるのはわかっているのですが、今行政が、市民参加だ、何だといろいろ試行錯誤をどんどん進めている中で、議会と市民の新しい関係はすごい模索中で、今までは、なんとなくこの地域はこの人に票を入れなきゃという議員さんもゼロではなかったと思います。そういう中で選んできたというのは、一方でどうなのかなというのはあるのでしょうかね。しかしながら、結果的には信任を得て選ばれてきた議員さんは一生懸命やってらっしゃるのですから、行政と市民との新しい関係が今模索されている中で、議会と市民が今後どうなっていくべきかをこれから積極的に考えていく機会として位置づけるのであれば、前向きに捉えるということでも意味のあることだと思います。これが結果的に、「不信があるから楔を打とう」というふうにとられてしまうと、目的から逸脱するのかなという印象を持っています。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>考える会の方たちも、楔を打つということではなく、前向きな姿勢ですね。「新しい関係」とおっしゃいましたが、行政と市民は新しい関係をずっと構築してきている。先ほど、議員の公設秘書の話をしました。そういうような話が出てくるような関係作りをしていかないと、行政と市民が新しい関係を作っているときに、同じもう一つの二元代表制の議会が出遅れてしまっているということになってしまう。それで私も危機感を持って話をしたわけです。</p>
<p>山口(昇)委員</p>	<p>たいへん多くの項目が第4章には出ていますが、一般市民の考えからいっても、これらの項目は希望という気持ちで当然のことだと思います。「議会の役割・責務」の中の⑤は条文としてはおかしいので、この部分だけは削除して、情報公開・市民参加も含めて他はそのまま残したいというのが私の意見です。これは一つのたたき台ですから決定ではありません。議会の基本条例もこれに沿って作っていただきたいという気持ちでこれを</p>

八木委員	<p>残すということです。</p> <p>第4章のタイトル「市民のための議会」というのは当たり前のお話なので、この言葉自体不適切ではありませんか？</p> <p>また、考える会の方にお伺いします。昨年9月に元県会議員の方を講師として呼ばれたそうですが、なぜあの方を呼ばれたのですか？ どういう基準で呼ばれたのですか？</p>
石井委員	<p>名古屋市南区選出の元県会議員の方を、私が所属している団体のメンバーと古くからお付き合いがあったということでお呼びしました。最初に事務局である一宮市の企画政策課と話していたのは、議会がどういう仕組みになっていて、どういうふうに動いているのかだけをお聞きしましょうということでした。しかし、私たちがお聞きしたかったのは、通り一遍の議会の仕組みだけではありませんでした。もちろんそれは勉強会の中で議会事務局の方からお話をいただきましたが、それだけではリアルなところ、実質どうなっているのかは聞きにくいので、そういったところは議員もしくは元議員の方にお聞きするのがいいだろうと考えたわけです。しかしながら、お話しするのが現職の議員さんだと、言いにくいこととか、はばかれるようなことがあるだろうということ、また、なかなか適切に頼める方が少ない中、その方は学校の先生もなさっていて、慣れているというか、体系立ててお話できるだろうということで、この方をお願いしたという次第です。</p>
八木委員	<p>この方、1987年から1999年の3期12年やられた元県議の方なのですが、その後2回落選しています。自分が県議の時代は、地元行事への差し入れや寄付等を求められていたとか、役人のカラ出張で作ったお金で飲み会をさせていただいていつもご馳走になったとか、県議はたいしてやることがないとかいうような、いかにも議員はダメだということをおっしゃった講師の先生ですよ。そういう方を招いて考える会の方がまとめたのがこの文章じゃないですか。それを一宮市が・・・。</p>
石井委員	<p>それは違います。たしかに、1980何年かの状況としてお話はされましたが、考える会の方たちだって自分たちの1票を、議</p>

	<p>員の方たちを信任して入れているわけですよ。その方たちが、その人の意見に全部流されると思われませんか？ そんなことはないですよ。もちろん情報提供として「ああ、そういうこともあったのか」とお聞きしたかもしれませんが、10年20年も経っていて、そのとき起きたことが正しかったかどうかも含めて、状況が変わっているんだということはよく知っているわけで、そんなことではないです。そのときに私たちが重要だったなあと思っているのは、面白おかしく10年前の話として、選挙にお金が必要だったよという話はお聞きしましたが、けれども私たちがいちばん感銘を受けたのは、ここにゴシック体で書いてありますが、議会基本条例というものがあって、議会基本条例を制定するのはとても面白いことだなあということがいちばん感銘を持って伺った話なんです。そんなネガティブな印象でもってこの文章を書いていたとか、そんなことではありません。むしろ、議会基本条例を制定していったとしたら、私たちは本当は書くことがないんじゃないかという話をしていました。しかし、書くことが何もないということは絶対にはずで、議会基本条例と重複するかもしれないけれど、重なって大事だと思われること、例えば、情報公開、市民参加、議員の役割・責務、この3項は役割・責務の他に大事なことなんじゃないだろうかということで書かせていただいた、書き込んだという、そういう流れです。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>この議論はもういいんじゃないですか。この議論は、先ほど岩原委員が、議会については楔を打つとか、おかしいということで書いたのではないと発言されました。</p>
<p>岩原委員</p>	<p>あの方の経歴をお聞きしたのは、今、八木委員からのお話が初耳です。今から思うとそういうこともあったなあと懐かしく思い出す程度です。三十数名の考える会の委員さんと議論しましたが、極めて客観的でその講演の中身に大きく影響を受けてこれが出来上がったということはまったくありません。私もすっかり忘れていました。そういえばあったなど。議会の裏話など、あるところでは笑いを誘うような話もありましたが、そういうこともあるんだろうなという程度でした。ですから、八木委員が懸念されるような、特定の方の思想信条がここに反映し</p>

<p>松下委員長</p>	<p>てしまっているのではないかというような危惧はまったくないですし、また、自分で言うてはいけませんが、このメンバーの人たちにそんなおろかな人は一人もいなかったというふうに自負しております。それはないと思いますので、否定しておきたいと思います。</p> <p>今までの議論を見ていますと、全体的には、シンプルな条文の方がいいのではないかという意見が多かったように思います。一つのモデルとして、豊田市の条例を見てみますと、議会というのは「意思決定機関である」とあります。ちょうど、資料の「よくある項目」と対比しながら見ていただくとわかりやすいと思います。2項で「監視機能」も豊田市には入ってきます。それから「政策立案」も入っています。「等」というのがあって、その中身が提言書でいうところの情報公開、開かれた議会、市民参加、市民と意見交換をする場を設けていく、これらが「等」の中に紛れ込んでしまっていて、そこを読み取るのがむづかしいように感じるのですね。ですから、みなさんの議論を踏まえると、一つの条文ぐらいでシンプルにまとめるとしても、情報公開・市民参加という文言を入れてまとめていくのが大勢の意見かなと聞いていました。よろしいですか。みなさんが決めることですので……。決は採りませんが、ウンウンとうなずいてみえるので、一つの条文の中に情報公開・市民参加を入れて「議会の役割・責務」ということで仮の条文を作っていきたいと思います。よろしいですね。</p> <p>それではここで休憩とします。</p> <p style="text-align: center;">(休憩)</p>
<p>松下委員長</p>	<p>それでは再開します。</p>
<p>事務局</p>	<p>【第5章 市民のための行政「市長の役割・責務」を朗読】</p>
<p>松下委員長</p>	<p>考える会の方、いかがですか？</p>

岩原委員	事務局でお読みいただいたとおりです。豊田市や宇都宮市と比べると文字数が多くなっています。それだけ、具体的中身に触れているということです。
太田委員	③の「なれ合い」「対立」という言葉はいかがなものかなという感じがしますので、これは削除していただきたい。
松下委員長	これは提言ですので、このまま条文になるということではありません。要するに、緊張関係を持ってやりましょうよということを行っているということです。
八木委員	先ほどの議会と同じで、ここも「市民のための・・・」は当たり前の話なのであえて入れる必要はないと思います。また、①の「全市民の目線に立って」というところですが、ちゃんと市民の目線に立ってやってみえるので、あえてここに入れるのかなと思います。そして4行目の「効果的・効率的で質の高い」ということなんですが、元々行政というのは効率だけではないんです。住民サービスというのは、効率的をあえて入れることではないと思うのですが。
松下委員長	<p>いろいろ話をしていて、八木委員と私の違いがよく分かりました。「市民のための行政」って当たり前です。当たり前ですが、それを再確認して当たり前のように書くかどうかということですね。だから、言っていることは同じなんだけれど、書きぶりというか、この条例に対する位置というか、目線がきっと違うのでしょね。考える会は、「市民のための行政」は当たり前ですが、それが大事ですよということが分かりやすく書いてあるということですね。ですから、条例の骨子案はこれで書いていただいて、あとから全体のバランスを見て、あとは文字の問題なので、再検討しましょう。</p> <p>それから、効率的・効果的も一つの要素だけれどそれだけではないのではないかというご意見ですね。それを受けて右側のいくつかの条例を見ると、もうちょっと抽象的に丸めて書いてありますね。「公正かつ誠実に」とか「総合的に」とか書いてありますので、条例文のたたき台になると、おそらくそういう言葉に集約されていくと思います。今ご指摘の効率的・効果的と</p>

	<p>いうのは当然大事だけれど、合わせて経済至上主義みたいなことではないんじゃないですかということは解説の中で書いておくということですね。弱い人にサービスをする、様々な視点でサービスをしていく、それを解説に書いていくということでしょうね。</p> <p>市長のところはたくさん書いてありますが、②は組織構成や職員の指導のことですね。これはむしろどちらかというとな執行機関の役割とか責務とかでしょうか。例えば飯田市を見ると第30条に執行機関の組織運営が書いてありますが、市長のところはもっとドーンと構えて、「市長は市民を代表して総合的かつ公正かつ誠実に市政を運営します」というような大きな方向で書いたらいかがでしょうか。そして、執行機関のほうで組織のこと、効率的で機能的な組織、住民のためになる組織と書いたほうがバランスいいように思います。市長のところは、豊田市や飯田市のように、キーワードは「市を代表する」「公正」「誠実」「総合的に」という言葉を入れながら文章をまとめたらどうでしょうか。そういう提案です。</p>
八木委員	<p>今、この流れを見ていますと、市長も選挙で選ばれて議員と同じ立場だと思っていたんですが、市長に対してはなかなかみなさんご意見が出てこなかったのが驚いています。議会になると白熱して、市長になるとスンナリ流れていってしまうことにビックリしているのは、私だけなんですか。これが現実なんですかね。</p>
青木委員	<p>今おっしゃっていただくと「ああ、そうなのかなあ」と思ってしまうんですけど、反対に言うと市長さんより議員さんの方が私たちの身近なのかなとも思いますけど。</p>
岩原委員	<p>市長は、市民の目に触れる機会が多いということでしょうね。市広報にはいつも顔写真入でトップにメッセージが出ていますよね。そういうところを見ると、情報を媒体とする接点の多い少ないですね。私は、地元出身の議員さんとは4年間で一度も、選挙のときしか顔を見たことがないぐらいですので、やっぱり接点の多い少ないということなのでしょうね。特に、議会にだけ鋭くて、行政には鋭くないということではありませぬので、</p>

<p>松下委員長</p>	<p>その点は誤解のないようにお願いします。今言われて、どうしてかなと思ったときに、そういえば市長のメッセージや顔を見るなあということですね。新聞にもいろいろ出てきますよね。スポーツで成績がいいと市長を訪問したとか、そこでにこやかに握手している姿とか、いろいろなところを見ますと市長さんは身近という、そんな感じがしないでもないですね。そんな情報量の違いというか、接点の違いでしょうね。</p> <p>市長の項目はあえて無理やり意見を出してもらったような感じがしないでもないですが・・・。「市の代表者として」「公正かつ誠実」「総合的に」という言葉を入れながら、そういう位置づけですということを書き込んで、ということにしたいと思います。</p>
<p>山口(昇)委員</p>	<p>簡単なことで、そういう形にすればなおさらなのですが、この中で「役割」という言葉は削除したほうがいいんじゃないでしょうか。責務はいいのですが、役割となって抽象的な形であれば。他の項目にも一宮市の場合、「役割」が入っていますが、他のところと一緒に、責務だけでいいと思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>責務というのは義務のような、やりなさいという感じ、役割というともう少し前向きな感じがしますので、役割という言葉を入れたんだと思うのですが。</p>
<p>山口(昇)委員</p>	<p>役割ということになると、もっと全体的なことを網羅しなければならぬという感覚にはなりませんか？ ほんの一部だけの役割でなく。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>それは同じだと思います。責務は「〇〇しなさい」「〇〇すべきだ」という書き方に普通はなります。義務ですから。「市長は〇〇しなければならない」という書き方よりも「市長は〇〇します」。役割と書くと、書きぶりが違ってきますね。その話は、「役割・責務」で仮置きにして、通しでまた見ることにしましょう。全体のトーンとして、「ああしなければならない」「こうしなければならない」という条例にするか、「やっぴいこうよ」という条例にするか、全体のトーンもありますので。それをど</p>

<p>谷口委員</p>	<p>つちにするかは次回見ていきましょう。</p> <p>前回は申し上げたかと思うんですが、自治基本条例とその解説みたいな冊子が出たときに、解説のような文章が多いと思うので、条例の方はもう少しシンプルで分かりやすく象徴的に書くほうが、縛りがなくて前向きな条例の書きぶりになるんじゃないかなという気がします。</p> <p>議会の方にお聞きしたいのですが、「議会に情報と政策研究・審議に必要な時間を提供し」とあるのですが、情報はともかく、「政策研究や審議に必要な時間」は市長から与えられるものなのですか？</p>
<p>松下委員長</p>	<p>③は必ずしも正しい表現ではない部分もありますね。ここはカットでしょうかね。</p> <p>次、執行機関の役割と責務、お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【執行機関の役割・責務を朗読】</p>
<p>岩原委員</p>	<p>②は少し議論になったところですが。文書の後段のところの「常に市民の立場に立つた」です。私たちは市民としてこのように書いていますが、行政から見ると、すべての人の立場に立つということは運営上むづかしいという議論もありました。が、あえて、市民の立場ということで書かせていただきました。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>「市民の立場に立つ」、これ自体は間違いではないですよね？</p>
<p>山口(善)委員</p>	<p>捉え方はいろいろあるでしょうが、総体としては執行機関が市民の立場に立つのは当然です。ただ、その場合、特定の弱者という部分もあるでしょうし、地域の部分もあるでしょうし、広く全体に及ぶものもあると思いますが、基本的な考え方としては当然の話だろうと思っています。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>条文にするときは誤解を受けるので、「市民の福祉の増進を図る」とか……。 「立場に立つ」というのは、言葉としては残らないと思いますが、思いはこのとおりだと思います。</p> <p>③の「国・県との連携」というのは、他市でいうと17ページ</p>

	<p>のところに「連携協力」がありますが、このように別に1項目立てることが多いんですね。流山市ですと4つも書いてありますね。一宮市としてもがんばるけど、他のまちの人たちと交流しながらやっていくという要素で、これは別の項目を立てたほうが分かりやすいと思います。大事なことは、他のまちとも協力しながらやっていくということです。それを1項目立てるということです。いったん外に出してみてもう1回議論してみたいと思います。やや異質で重たすぎるとなったら、もう1回やりましょう。全体を見てからの方がいいですね。執行機関については、おおむね表現は、例えば②の「議会と連携し」は余計なことだと思いますが、市民ニーズを的確に把握して行政サービスを実現するというのは当然のことですので、原文を維持しつつ、その内容を踏まえた条文らしい表現に変えてみたいと思います。特に、何かありますか？</p>
事務局	<p>【職員の役割・責務を朗読】</p>
松下委員長	<p>まず、岩原委員、お願いします。</p>
岩原委員	<p>職員に対する市民の期待が大きいというところです。 ところで、先ほど、宇都宮市の場合は執行機関がかっこ書きで全部挙げてありましたが、通常、執行機関という役所のみと市民はイメージしがちだと思うのですが、一宮の場合、宇都宮のようにどこが範疇に入るかを書く必要があるのでしょうか？</p>
山口(善)委員	<p>条例的には、地方自治法などの法体系の中に執行機関は入れないと、条例としては成立しないということです。これは条例としては入れざるを得ないということです。</p>
松下委員長	<p>最初の定義規定に置くところもありますね。 さきほど、説明を少し飛ばしてしまいましたが、組織運営については、市長の役割のところを書いてある部分を、飯田市の30条のように、【執行機関の役割・責務】に書くということです。 今、議論しているところは職員の役割です。</p>

八木委員	<p>①の「まちづくりの主役が市民である」という言葉に違和感がありまして、谷市長は全市レベルのまちづくりは、市と議会が中心の二元代表制で、連区・町内会レベルのまちづくりは市民に参加いただきたいと考えております。そうであれば、ここで職員は「市民との協働」、これは総合計画にも謳っておりますので、この程度でどうでしょうか？</p> <p>また、②に「職員は、市民全体の奉仕者である」と書いてあるのですが、奉仕者という表記がちょっとどうなのかなと思っております。職員の方も人格・人権はありますので、あえてこの文言は入れるべきではないと思います。</p>
岩原委員	<p>そもそもこの条例の基本的な考え方が「まちづくりの主役は市民」ということなので、それがそのままこの文章になったということです。職員のみなさんはぜひそのことを認識して仕事に当たっていただきたいということです。</p> <p>「奉仕者」というのは、いろいろな考え方があるかもしれませんがね。ただ、私たちはそんなに大きな意図があって使ったわけではありませんが、考え方としては古いかもしれませんね。もっと適切な語句があればということですか……。ただ、職員のみなさんは民間に努めるサラリーマンとは違うという、そのところは少しあると思います。それをどのように書くのかということだと思っております。ちょっとむづかしい、微妙なところだとは思いますが。</p>
松下委員長	<p>「市民がまちづくりの主役」ということは一貫して言われていることで、主役ということはまちづくりの主体でもあるし、責任の主体でもあるということであって、これは当然のこととして、職員の役割では、むしろそういう市民と一緒に協働してまちを作っていくという、そういう思いが大切であるということですね。それを表現したらいいと思います。「協働」という言葉を使うか、「市民とともに」とするか。『まちをつくっていく』『一緒にやっていく』のが役割です」というようにしたらどうかと思います。</p> <p>全体の奉仕者については、職員の宣誓書に「全体の奉仕者」とあって、それにサインをするんですね。そういうことから考えると「全体の奉仕者」という言葉は間違いではないですが、</p>

	<p>ここから受けるイメージというのが「奉仕」ですと、あまりにも主体性がないとか、やっていこうという意識がないとか……。やや時代がずれるかなということからすると、あえて「全体の奉仕者」と書かないでということもありますね。豊田の場合は「市民全体のために働く者として」ということですね。「奉仕」という言葉に違和感があるのなら直してみましようか。「全体の奉仕者」という言葉がややずれるなと感じるのなら「市民全体に働く者として」とでも変えてみますか。「全体の奉仕者」という言葉を変えてみて試してみましよう。うまくいかなかったらもどるかもしれないですが。</p>
平井委員	<p>先ほどご質問がありましたが、「まちづくりの主役は市民」であるということをお話し合ったとき、「国の主権は国民にある」と謳ってあるので、市では、市の主権は市民にあるとつなげてても何ら差し支えないのではないかと、やっとな国民に主権が戻ってきたんだと個人的には解釈しております。謳ってはあったのですが、今まではそうではなかったですよ。そういう傾向がありました。</p>
松下委員長	<p>この条例は、市民が主体として、他人まかせではなくて自分たち自身が考えてやっていこう、そういうまちにしていかないとこれからは持続可能なまちにならないという問題意識から出ています。そこが出発点です。職員のところでは「まちづくりの主役が市民であることを理解し」というのは、条文としてはややどうかなという感じがするので、内容は当然のこととして言葉を整理したほうがいいかなと思います。</p>
八木委員	<p>平井委員がおっしゃることは十分わかります。が、あくまでここは職員の役割・責務ということなので、先ほど申しましたように、責務において市民との協働という部分に言葉を変えた方が適切ではないかと思えます。</p>
谷口委員	<p>私も②に違和感がありまして、「質の高いサービスの提供を行います」とあるが、これだと市民が行政のお客さんのような書きぶりに思えるので、ずっと協働だと謳っている割には、ここだけ、行政職員は市民にかし仕えよという言い方になるので、</p>

<p>松下委員長</p>	<p>一昔前の市民運動をやっておられた方なら満足かもしれませんが、ちょっと時代にはそぐわないような気がします。豊田市に書いてあることが割と的確なのかなあという気がしています。さっきの八木委員ではないですが、議会と市の職員に対しては市民の不信感は相当大きいんだなあという読み方が出来たので、②の文書は全体の流れからすると、少しトーンが違うのかなという気がします。</p> <p>「全体の奉仕者」ということから「サービスをする」ということがやや強く出ているので、変えてみましようか。具体的には、豊田市をベースにやってみたらどうでしょう。よろしいですか。</p> <p>では、財政運営お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【財政運営を朗読】</p>
<p>松下委員長</p>	<p>①と②はどう違いますか？ 同じようなことが書いてありますが。</p>
<p>岩原委員</p>	<p>言われれば、似たようなことですね。①は健全財政と費用対効果、民間企業のそれとは趣が違うとは思いますが、特に破綻した自治体が議論の中で話題としてあったことを記憶しています。②は収入が限られた中で、破綻を避けつつ市民のニーズに広く答えていくという、こういうむつかしい中での舵取りということで①②が書いてあります。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>これはほぼ同じものと考えてよろしいですかね？ 健全な財政、効果的・・・②でちょっと出っ張っているもの、違うものがあれば、①に入れ込めば一つにまとまるような気がします。</p>
<p>八木委員</p>	<p>議会側から言いますと、執行機関の長である市長が財政のことを「確立します」とか、「行います」とかのように言い切ってしまうと、例えば、去年の経済危機で思わぬ税収減になっておりますので、この言葉に関しては「努めます」というような形のほうが、執行機関の長としてはいいんじゃないかと思います。</p>

山口(善)委員	<p>われわれ執行側としては、基本的な考え方としてこうしたことはじゅうぶん承知しております。ただ、民間企業と行政の違いからいえば、行政は健全財政が目的ではありません。一番の目的は住民サービスの向上であって、そのためには財政が健全でなくてはいけないということはじゅうぶん承知しております。ですが、あまりに健全財政を目的にしてしまうとかえっておかしくなるかなあという部分があります。例えば、いちばんよい例が国の予算です。いろいろと言われておりますよね。マニフェストで、今 95 兆円だとか 98 兆円だとかの予算がいろいろと言われていますが、健全財政を目的にすると何も出来なくなってしまいうんですね。そのあたりのバランスというのは当然考える必要があるんですが、そのあたりだけご理解というか、あまりに健全財政を目的にしてしまうとちょっと問題かなあと感じます。健全財政はもちろん必要ですけど。</p>
松下委員長	<p>それが目的ではなくて、何のために健全財政をするかということですね。例えば流山市では「市民サービスの質を維持し、向上させるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」べく健全な財政を行うとあります。このように、目的が健全財政そのものではなくて、それで何をするかを明確にしたほうがいいんじゃないかということですね。では、流山市の 23 条 1 項をベースに原案の①を書き直してみても、②のところは、健全な財政運営ということになってくるでしょうから、特にプラスアルファがないようでしたら、あつたら後ほど出していただくとして、とりあえずカットして。③は市民にわかりやすく公表することですね。それから、「努めます」とするか、言い切り型にするかですが、今決めておいたほうがいいと思います。</p>
谷口委員	<p>流山市のところでも、「最少の経費で最大の効果を挙げる健全な財政運営」と書いてありますので、一宮市も「費用に対して効果の高い」まではいいのですが、「効率的」というのは入れなくてもいいのではと思います。多少非効率でも費用に対して市民満足度が高いというやり方が正しいのかなという気がしますので、効率的を入れてそれでいろんなことが出来ないということであれば、あまりよろしくないのかなと思います。民間企業</p>

<p>松下委員長</p>	<p>ではないわけですから。そこが市長さんなり議員さんたちの政策の白地の部分ではないかという気がいたします。</p> <p>非効率でよいということではないですよ。それが前面に出てくると不都合があるかもということですね。</p>
<p>石井委員</p>	<p>素直に考えると、行政運営って効率性というより効果的というところが多分キーワードになるんだろうと思います。おっしゃるとおりだと思いますが、一方で、アンケートをとったとき「効率性」という言葉も出てきていて、全体を見ても「効率性」という言葉もあちらこちらに出てきます。今までの議論を見てきて、「効率的」という言葉の使い方を全体として見直した方がいいのかなということを問題提起させていただきたい。</p> <p>それともう一つ、財政運営の書き方のキーワードは「持続可能性」だと思うんです。「何のために」というのはそのとおりだと思いますが、財政運営というキーワードをわざわざここに掲げたのは、夕張など他の自治体の例を見ていると、そこで断絶が起きるというか、持続可能性が損なわれているところを市民委員会でも危惧していて、そこが担保されるのであればいいのかなと。担保されるためには健全な財政が必要だというロジックだと思います。その意味で言うと「持続可能性」という言葉はキーワードとして大事なのかなと思います。</p>
<p>八木委員</p>	<p>石井委員さんから財政の話が出たので少しご報告です。9月議会でも出ましたが、4指標というのがありまして、夕張の問題で総務省があわてて財政健全化法ということでやったのですが、一宮市はいいんですよ。今回出た数字はよかったです。</p>
<p>山口(善)委員</p>	<p>補足説明をさせていただきたい。夕張市が象徴的に出ておりますが、原因をたぶんみなさん誤解してみえるんじゃないかなと思います。過剰投資したというのは事実です。その結果、破綻したかといえば、原因はそうではないです。一番の原因は人口が激減したことです。計画した当時の人口が変わらなければ、こんな状態にはまずなっていないと思います。人口規模からいって過剰な投資をされたのは事実ですが、その当時の人口がある程度継続していれば、新聞に出ているような極端なケースに</p>

<p>松下委員長</p>	<p>はなっていないです。みなさん、過剰投資ということで象徴的に夕張の話をされますが、原因としては人口減が一番大きなことです。</p> <p>まったく余談ですが、夕張の関係でTV番組を作ったことがあります。島田紳助の番組でした。夕張は様々な原因があつて、かなり特殊な例です。人口が1/10になってしまいました。過剰投資という面もあつたでしょう。</p> <p>財政運営については、「効果的」というのは前面に出すとして、「効率的」というのはやや位置が微妙で、まったく失くしていまいかという微妙なところですね。「効果的」を前面に出して書いてみようと思います。無理してでも「効率的」も入れたほうがよかったら再度直してみようと思います。少なくとも解説には「効率的」は入れたほうがいいですね。大事なことなので入れるべきでしょう。ですが、あまり効率を前面に出すとちょっと主旨が違ってきてしまいますね。健全な財政というのは、それが目的ではなくて、最少の経費で最大の効果を挙げる、そういうことを財政運営の柱にしてやっていく、そのためにも財政の健全性が大事だ、そういうあたりで文章を表現してみようと思います。公表の部分は、基本的には③を生かしてみましよう。</p> <p>それから、努めるかどうかという部分ですけれど、どうしましよう？ 流山市では大事なことだったので、この問題でまちが荒れたので、強く書いてあります。答えは一様ではないですね。市長の目標のようにするか、割と強く書くか。どうですか、一回流山市のように書いてみましようか。「努めます」というより、財政状態の公表などは現実にやっているということで「やっています」、「します」というように書いてみましよう。</p> <p>それでは第6章に入りましよう。</p>
<p>事務局</p>	<p>【第6章実効性の確保 評価のための市民委員会】</p>
<p>松下委員長</p>	<p>考える会の方、いかがですか？</p>
<p>岩原委員</p>	<p>読んでいただいたとおりですが、基本条例が制定された以降、市民の生活にこの条例がどのように浸透して影響が出るかということ、進捗を点検していこうということで、そのための仕組</p>

<p>松下委員長</p>	<p>みを提言させていただいています。市民委員会は仮称ですが、そういった委員会を組織して、状況ですかね、それをやっ ていこうということです。また、基本条例制定後にいろいろな 条例が制定されると思います。それらが基本条例と矛盾のない 形で制定されていくかのチェック、こういったことも市民委員 会の役割として大切になっていくのかなあとということで、委員 会の設置を書かせていただいております。</p> <p>進行管理をしたり、進捗を後押ししたりする委員会とい うことになるのでしょうか。</p>
<p>八木委員</p>	<p>考える会の方にお聞きしたいのですが、他市は作っていない ですが、あえて、どうして作るのでしょうか？ 仮に作るとし たら、どういう選出方法にするのかとか、いろいろな問題が出 てきそうなんです。</p>
<p>岩原委員</p>	<p>提言書の 15 ページの【提言の理由】を読みますが、「委員会 の設置や役割については方針だけを示しました。具体的な機能、 役割などについてこの条例制定後に具体的に検討する必要があ ります。」ということです。その後どのようにするかなど、具体 的な細かい点については議論しておりません。ただ、そういっ た仕組みの方針を提言させていただいたということです。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>たまたま、この比較表には出てきていないのですが、他にも こういう制度はありますよ。</p> <p>いかがですか？ こういう委員会を作って進行管理する、後 押しする機能として、うまく機能するかどうかポイントです ね。</p>
<p>青木委員</p>	<p>私は尾西の地域審議会から出させていただいているので すが、合併後に旧尾西と旧木曾川に設置された地域審議会と似た 感じと捉えていいのでしょうか？</p>
<p>山口(善)委員</p>	<p>市民会議の役割というのは抽象的な部分がひじょうに多いで すから、具体的なイメージはちょっと湧かないのですが……。 地域審議会よりこちらの方がより広いように感じます。地域審</p>

<p>松下委員長</p>	<p>議会というのは旧尾西地域の合併に伴った、それ以後の進捗状況であるとか、その地域に関わる問題について議論したり報告したりしています。こちらはたぶんもっと幅広い、いろいろな課題があると思います。極論すれば市政全体の話になってしまうかもしれません。拡大解釈した場合は。現実としてはそんなことは不可能に近いだろうと思いますが。どういう位置づけをしていくかという、ひじょうに抽象的なことでもあるし……。通常の委員会であれば、ある目的に対して評価したり、進捗状況を評価したりするのですが、これでいくと具体的な部分は一宮市のまちづくりのあり方という項目ですから、その部分についてどのように評価していくのか、その辺は見えづらいなあというふうに思っています。</p> <p>流山の第 40 条を見ると、実効性の確保ということで、基本条例が出来ると、この条例にくっついて、例えば新しい条例を作っていく、参加の仕組みを作っていく、情報公開の仕組みを見直していくというような様々な具体的な作業が出てきます。特に一番多いのは、参加の条例や住民投票についての仕組みを作っていくことなどが出てきます。それらの進行状況を毎年チェックして、どこまで進んだかを調査するという作業が出てきます。それをしないと作りっぱなしになってしまいます。流山市の場合は、そこを押えて、進捗状況の調査を毎年、総合計画の進捗状況と同じで、どこまで進んだのか、何が進んだのかをまとめて公表しましょうということになっています。おそらく市民委員会の前段では、流山市の 40 条のような作業が行政内部で行われて、「今年はここまで進みましたよ」というようなことを報告するというのが主な仕事の一つだと思います。おそらく進行状況の報告ということが市民委員会の役割の一つとなるでしょう。行政内部でやると同時に市民委員会に説明していく。それによって 次回 議会機能を果たしていこうという狙いだと思います。おそらく他のまちを見ても、例えば何かの計画を委員会に出すことがあると思いますが、個人情報の審議会のように、一つ一つこの委員会にかけてチェックをするということまでは考えていないと思います。報告と来年度の予定などを委員会に諮っていくことになろうと思います。そうするとこの委員会は、常時開かれている委員会ではなくて、随時開かれ</p>
--------------	--

八木委員	<p>るような委員会ということになるでしょう。そういう委員会を作ろうということですね。内容はまだまだ未定ですが、主に進捗状況の確認ということを入れて、こういう制度を置くことの是非、あるいは公募制のイメージみたいなことをここに書くか、あるいは条例に書かなければ解説に書くか・・・。</p> <p>委員長の話を聞いていても、流山市は委員会がないんですね。自分としては他の事例を個人的に勉強したいので、今回は載せずに・・・。後ほど見直しが出てきますが、例えば何年か先にこの条例を見直すとき、またこういうような構成メンバーに呼び掛けがあると思います。それが、きっとこの委員会に近いようなものになるんでしょうが、今回の提案に関しては、あまりにも広すぎて、先ほども言ったように、委員会を明記してしまうと、委員会の構成メンバーどうするのとか、どういうところから集めてくるの、どういう規模ということになってきますよね。どうなんでしょうか？</p>
浅野委員	<p>私もちょっと危惧しております。特に②の「公募による市民が参加します。」というところです。公募の市民で果たして全般的な評価が出来るのかどうか。評価基準の設定も大変なことだと思います。流山市は市長が主体となつての判断です。市民の成熟の程度において考えることであつて、私は時期尚早ではないかと考えております。</p>
平井委員	<p>総合計画推進市民会議では、一年毎の評価をしておりまして、気が付いたことは、それを評価することの資格とかを持ち合わせる必要があるんじゃないかということです。丸腰で評価していて果たして本当にきちとした評価が出来るかしらと自分自身に問いかけているような状況です。いろいろ検討を進めていく中でこれからは上がってくるだろうと思いますが、相当な勉強をしないと評価に関わるということはとても大変なことだと感じております。このように作っておいて、今になって気づくこともあるのですが・・・。しかし、作った時点では、市民が決めたことを作りっぱなしでは責任が伴わないから、きちっとフォローしていくということは必要ではないかということには大いに賛成してしまつたのですが。</p>

<p>松下委員長</p>	<p>作ってそれっきり、もう市民はタッチしないではなく、できるだけ関知する仕組みが考えられないかという議論だと思います。他の方がいかがでしょうか？</p>
<p>谷口委員</p>	<p>「市民委員会を設置します」というよりは、「条例の実効性の確保の手法をどうするか」というタイトルにしておいて、こういった市民委員会を設置出来るというような書きぶりの方がいいんじゃないかと思います。可能性を残しておいて。先ほどの議論のように、今、一宮市民でそれを維持できるかといったらまだよく見えないわけですから、そのあたりはいずれ市民の熟度が高まった段階で設置する道があるということで、道を残しておくほうがよろしいかと思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>条例への書き方はむづかしいけれど、バーンと打ち出すにはやや時期尚早だということですね。</p>
<p>岩原委員</p>	<p>何らかの形でこの種の委員会、名称はともかくですね、また八木委員さんがおっしゃるように中身はこれからですが……。今は、市民の自発的な提言から議論に進んでいます。したがって条例が出来た後も、市民目線で、まちづくり基本条例を作ったんだけど、良いふうにいっているのか、それともあまり変わらないねとなるのか……。今、みなさんの議論は、極めて高い能力のある人にしか評価は務まらないとか、そんな人が市民の中にいるのかということのようですが、ずっと見ていただくと、市民目線で、地元で自分が生活している中で、肌で感じることで、自分の目で見える中で、この条例が出来て本当によかったねと喜び合えればいいし、ダメならダメで「ここがダメだよね」というか、「条例作ってもぜんぜん変わっていないね」でもいいと思います。振り返って、明日の一步に改善として結び付けていけるような、そういうワンクッションがほしいよねという、こういうことですので、中身はともかくとして、何らかの形を仕組みとしてぜひ実現していただきたいなと思います。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>この議論はどこでも同じようなことになります。流山でも、市民提言では「市民委員会」がありました。こうして議論して</p>

	<p>いくと、委員会があればそれでいいかという、そうではなくて、その前に40条の1項で、この条例をみんなで遵守して、大事にしていこうよと書いて、2項目で「この条例の実効性を確保するため、必要な制度等の整備に関する年次計画を」作って、着実にその進捗状況を確認して公表していこうよ、ということです。そして3項目、岩原委員がおっしゃったことはこれですが、この条例を確保するために市民と一緒に考えていこうよというのが3項目です。委員会を作って、その人たちに任せるというのではなくて、市民全体でこの条例を考えていくという仕組みのほうが大事じゃないかということです。「地域コミュニティと協議し」とありますが、「地域コミュニティ」というのは、市民委員会をイメージしていたりするのですが、これははつきりしなかったですね……。まあ、地域コミュニティと協議していこうよという書きぶりになりました。いきなり委員会ということよりも、その前段を大事にして、あるいは委員会というのは、その委員会にお任せになってしまうので、そのあたりが大事じゃないかという考えです。</p> <p>委員長さんがおっしゃったことと同じになると思いますが、実効性を担保する方法がどうかということですね。それを外部機関にチェックしてもらう方法と、自ら、つまり市民・議会・行政がこの条例を守っていくんだという、内部的な形で担保する方法、二つあると思います。その中間として今おっしゃったのが、まさに担保する仕掛けをどのように作っていくかということですね。そしてそれは、にわかに外部機関で作ればいいとは思わないです。逆に、少し時間がかかるかもしれませんが、この条例を自分たちの条例として守っていこうとすることに関わっていく市民や議会、行政、そういう人たちが協働して守っていく仕掛けを作っていくかということに時間をかけていく方がよいと思います。それは、さっき先生がおっしゃった、市長が積極的に関与する、あるいは問いかけながらフィードバックしながら、これをさらに担保しようとする、そういった過程がこの条例を守ることになるわけですから。少し時間をかけていただいた方がよいと思います。</p>
古池委員	
松下委員長	岩原委員、いかがですか？

岩原委員	<p>目指すところは同じかと思います。ただ、条例の中にどう織り込むかということだと思います。頂上は一緒なんだけどルートが少し違うのかなあと思います。提言書を作った者の総意としてはそういった仕組みを目に見える形で、ぜひ、この中にほしいなということです。</p>
山口(善)委員	<p>ちょっとピンとはずれになるかもしれませんが、特に最近、市長選挙は、今の市長の前回の選挙でもそうでしたが、2～30ページのマニフェストを掲げて選挙を戦うわけです。マニフェストについては、広報だとかホームページで公開しています。4年ごとに選挙があつて、市長が変わるとスタンスが変わるということはじゅうぶんありえることです。当選された場合は、それを具体化するために予算・条例出したり、その結果を毎年広報で出したりというように、見ようとすれば見える情報として出しています。流山のケースで言えば、情報公開といいますか、現状がどうなっているかということは長の責任でやるべきではないかと思います。それを受けて、その部分がダメであれば4年後の選挙で負けてしまうということです。4年に1回評価される部分がありますので。言わんとしてみえることはじゅうぶん承知していますが、流山のような形でもいいのではないかと思います。</p>
松下委員長	<p>私の経験で言うと市民委員会のほうが設置は楽で効果は少ないでしょうね。目立ちますが。むしろ流山市の方が行政としてはしんどいと思います。毎年の進捗状況を見れば一目瞭然なわけですから。ですから本当は、流山の方が地味だけど効果はあると思います。例えば委員会を作ります。年1回か2回行います。それで判断しろということです。そうすると、事前に相当勉強しないと判断できないですよ。でもこのように地道に、自らが進捗状況を分かるようにしたほうが、おそらくしんどいし効果があるということです。ですから流山の40条の1項2項というのが、私は、実効性の仕組みとしては効果的だと思います。</p> <p>それから、皆さんが議論していることは、流山市の3項のように、実効性の担保手段に市民が参加し、協働する仕組みを考えていきます、作っていきます、そういうものがあればよいと</p>

	<p>思います。それが、もしかすると市民委員会になるかもしれないし、最初は、パブリックコメント的なものになるかもしれないけれど、徐々に熟度が進んでくれば、あるいは、もしかすると庁内の調査だけではダメだとなれば、制度を作るということになるかもしれないけれど、どちらにしても、実効性を確保するために市民が参加、あるいは、市民と一緒に協働していく仕組みを作るように努めていきます、そういう表現にしたらどうでしょう、市民委員会という表現はとって。いかがです？ 私は、こっちの方が実効性はあると思います。委員会が形だけになって、アリバイになって、市民と乖離してしまう、あの人たちに任せたから、それがいちばん元々の発想とは違ったことですよね。自分たちの問題として捉えることが出来るような、市民が参加する、協働する仕組みを考えていきます、というような表現でいかがでしょうか？ よろしいですか？ それでやってみて、全体のトーンを見ながらまた検討しましょう。</p> <p>最後に、条例の見直しです。</p>
事務局	<p>【条例の見直しを朗読】</p>
松下委員長	<p>考える会の方、どうぞ。</p>
岩原委員	<p>この条例の制定以後、環境も激しく変わっていくだろうと思います。そういった中で、今回の議論が、時間が経てば、適合しなくなる、そういったことも将来あるだろうということで、4年ということで、一定期間ごとにこの条例を見直すということをごの中に提言させていただきました。</p>
松下委員長	<p>補足すると、数字が入っているのがいくつああって、4年がいちばん多いですかね。要するに選挙がらみですね。数字が入っていない条例もあります。半々ぐらいでしょうか。4年と書いてあっても、4年間はやらなくていいよということではなく、少なくとも4年目には見直すということです。しかしこれは、おそらく、実効性の確保の関係で言うと、毎年調査をして見直しをしていくことになるので、「4年」があまり大きな意味を持たなくなると思います。例えば流山市のような書きぶり、「社会情勢の変化等により」見直す、「多様な方法を用いて、市民等の意見</p>

	<p>や提案を求めるよう努める」、これも先ほどの市民参加の仕組みと同様に、見直しでもこの条例を作ってきたのと同じような感じで見直しますというのを入れたらいいかなと思います。そうすると自分たちの条例によりなっていくということですね。</p> <p>いかがでしょうか？</p>
八木委員	<p>今、委員長のお話がありましたとおり、ここに年数は入れずに、いつでも変える、社会情勢の変化等により見直しをすることのほうが、かえっていいと思います。</p>
松下委員長	<p>よろしいですか？ 4年と書くと、だいたい4年は何もしないということになりがちなんですよね。</p> <p>はい、それでは一通り終わりましたね。が、実はまだ一部残っています。定義とか一部残っていますが今日はこれで終わりとしましょう。</p> <p>一通りこれで終わりましたが、整理した案を事務局から次回に出しますか？</p>
事務局（企画政策課長）	<p>今日で一回り一応終わりましたので、こちらの予定としましては、後回しになっている項目の検討をお願いしたいのと、他の市と比べて抜けている項目がありましたので、そういったところをどうするかというところをもう一度見直していただけたらと、そんなふうに思っているところです。</p>
松下委員長	<p>後回し項目はどれですか？</p>
事務局（企画政策課長）	<p>名称、前文、基本となる用語、これらが後回しになっています。</p>
松下委員長	<p>前文はどうしましょう？ 事務局では書けないでしょうか？ どうです？</p>
事務局（企画政策課長）	<p>どのようにさせていただくか迷うところです。われわれが作ったものをお出ししてもよろしいですし、委員会のほうにお任せして、委員の方に書いていただいてもよろしいですし。迷っているところです。</p>

<p>松下委員長</p>	<p>前文はきりがいいですね。一回行政から出してもらったほうがいいですか？ もう一つは考える会からたたき台を出していただくという案もありますが。</p>
<p>岩原委員</p>	<p>われわれもいくつも出て、それをどうするかで困りました。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>じゃあ、行政から一回出してもらいましょうか？</p>
<p>事務局（企画政策課長）</p>	<p>それでは、次回、たたき台ということで事務局からお出しいたします。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>今回はそれをやって……。後回し項目と提言書にない項目を通しでやるというと、どのようにやります？</p>
<p>事務局</p>	<p>今回は、後回しになっている項目ということで、課長の方からありましたが、名称・前文・定義を検討していただきます。一つ確認ですが、前文を行政が提示するというのは次回ということによろしいですね。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>そうです。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、わかりました。 それでは、後回しになっている3つの項目、名称・前文・基本となる用語をやっていただいて、その後に他の市にはあるけれど提言書にはない項目を検討していただきます。それは、いろいろありますが、例えば、附属機関ですとか、市民意見提出制度、個人情報保護、行政手続ですとかいろいろなものがあります。比較表を見ていただきますと、いちばん左の提言書のところは空白になっていますが、右のほうの他市の欄には記入があるという項目がありますので、そういったものが一宮市に本当になくてよいのかというような、抜け漏れの精査ですね、それをやっていただくことになります。大きく言うと2つですね、後回し項目を検討する、抜け漏れの精査をする、ということで次回ご審議いただいて、その次、次々回に条文のたたき台を事務局の方から提示させていただくと、このような形でと考えて</p>

<p>松下委員長</p>	<p>おります。</p> <p>わかりました。</p> <p>残っている部分は、前文はきりが無いと思いますが、一定時間議論しましょう。用語の定義はいくつかありますが、結局条文が出てこないと最終的には出来ないですね。ですから、市民の定義あたりを中心に議論しようと思います。名称も議論ですね。提言書に出ていなかったけれど、他であるやつをやってみようというのは、それもたしかに必要でしょうね。慎重に、本当に要らないのかをチェックしてみようということになるんだと思います。そうすると本当に一通り全部終わって、条文の元が出来ると思います。次回はちょっと楽になりますかね、来るたびにいつも盛りだくさんでたいへんなんですが。</p> <p>事務局、その他ありますか？</p>
<p>事務局（企画政策課長）</p>	<p>みなさま、お疲れ様でした。</p> <p>事務局から次回の予定を報告させていただきます。お手元の「自治基本条例素案検討委員会日程（予定）」をご覧ください。次回第6回は、11月8日（日）午後1時30分より、会場はエコハウス138、環境センターの南側にありますが、2階エコホールとなります。会場が変わりますのでご注意願います。第6回以降の予定も日程表にありますのでよろしく願いいたします。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>今後の大きな流れはどうなりますか？ 大体、何回目で何をやるのか。6回目は不足分ということですよ。</p>
<p>事務局（企画政策課長）</p>	<p>7回目で条文のたたき台を提出したいというように思っています。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>7回目が2周目の始まりということですね。それを大体どれくらいまで？</p>
<p>事務局（企画政策課長）</p>	<p>できましたら第10回の1月24日（日）までにまとまると、2月7日（日）に大体のものがお示しできると考えております。</p>
<p>松下委員長</p>	<p>そうすると、条文のたたき台を微細に見ながら、相互に矛盾</p>

	<p>がないか、書きぶりがいいかどうかをチェックするのが 7 回～10 回ということですね。やや余裕がありますね。</p> <p>条例案はどういう形になるわけですか？</p>
事務局（企画政策課長）	<p>今回のご議論いただきましたことをまとめまして、以前も申しましたように、解説文を付けたものをご提示しようと考えています。</p>
松下委員長	<p>条例があつて解説があるような、本みたいな形ですか？</p>
事務局（企画政策課長）	<p>はい、そうです。</p>
松下委員長	<p>解説と条文を見比べると、この部分は解説に入っているとかも確認できるわけですね。そうすると、もう一つ、一覧出来るもの、一覧で見えるものがあるといいですね。</p>
事務局（企画政策課長）	<p>条文の他市との比較ですね。わかりました。</p>
松下委員長	<p>自分の発言したことや、自分が関心のあったことがそのとおり入っているかとか、あるいは全体を通して、また違う目で見ても……。最初と認識が違うことがあるかもしれないですからね。回を重ねてみなさんも広がりが出てきていますから、そういう目でもう一度見て、よりよいものを作りましょう。</p> <p>今日は長時間ありがとうございました。</p>
	<p><u>会議終了 (16 : 30)</u></p>